

「発達障がい者に求刑超え異例判決」について

切なくつらい話ですが、今回の判決を皆様と共に考えたく、記述いたします。

平成24年7月30日、大阪地裁において、小学校5年生から不登校となり、約30年間、自宅に引きこもる生活を送ってきたアスペルガー症候群を有するとされる42歳の男性被告人が、実姉を刺殺した殺人事件で、検察官の求刑16年を超える懲役20年の判決が言い渡されました。弁護側は障害の影響があったとして、保護観察付きの執行猶予判決をもとめていました

事件は、被告が約30年間の引きこもり生活は姉のせいだと逆恨みし、平成23年7月25日に生活用品を市営住宅の自宅に届けにきた姉に対し、腹などを包丁で数箇所刺して殺害したというものです。

量刑判断の理由として

1. 被告人は未だ十分な反省に至っていない。
2. 被告人の母や次姉が同居を明確に断り、社会内でアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない現状の下では、再犯の恐れが強く心配され、長期間刑務所に収容することで、内省を深めさせる必要がある。

社団法人 日本自閉症協会 山崎会長の意見表明では、

1. アスペルガー症候群であるから反省が出来ていないというのは、明確な誤認。正しく認定できているか疑問である。
2. アスペルガー症候群と犯罪の因果関係はないことは、医学的にも証明されている。何ら根拠のない偏見と差別に基づくものである。
3. 「受け皿がない」との指摘は、社会の受け皿はグループホームやケアホームなど、社会が提供すべきであり、安易な家族責任論に立脚している。また、矯正施設等からの支援は、「地域生活定着センター」等、受け皿は徐々にではあるが整いつつある。
4. 不登校を放置し、教育を放棄した教育行政の責任が問われるし、暴力を受けた母が施設入所した時点で、家庭内の問題が社会的に認知することができたはずである。被告人にすべて転嫁して厳罰に処する理由とすることは許されるべきではない。
5. 「長期間刑務所に収容されることで、内省を深めさせる必要がある」とし、検察官の求刑よりも重く厳罰に処した部分は、「アスペルガー症候群を有する人々を社会から隔離することで、社会秩序を維持すべきである」と言っていることと同義であり、アスペルガー症候群の障がい者を社会から排除しようとするもので、到底受け入れることはできない。まさに障害を理由とする差別的な判決である。

(超党派の国会議員でつくる「発達障害の支援を考える議員連盟」会合での発言より)

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 市川理事長の意見表明では、

1. 障害を理由に罪を重くすることは差別ではないか。
2. 発達障害を正しく理解したうえでの判決になっているか。
3. 受け皿が用意されていないこと、その見込みもないというのは本当か。
4. アスペルガー障害の姉を持つ妹の方からの切実な声
 - ・ 精神障害の方の裁判において、障害を理由に罪を軽くしてもらうことは望んでいないが、支援や治療と刑罰は別。支援は本人を助けるだけでなく、家族や周囲の人を救う。
 - ・ 事件について正確に知るためには、障害を理解し、被告人の考え方やサポートできる専門家が取り調べや裁判においても同席する必要がある。
 - ・ 刑罰を重くする理由として、障害が用いられることは間違っているし、同じような境遇にいるたくさんの方々にとって、とても絶望的。

(超党派の国会議員でつくる「発達障害の支援を考える議員連盟」会合での発言より)

上記お二方のご意見で、私たちの思いもほとんどすべて含まれていると思います。

今回の判決は、裁判員制度のあり方も問われているように思えます。

一般市民の考え方も取り入れようと、無作為に選ばれた人々が裁判員に加わる制度が始まっています。法の世界と社会の常識を融合させる目的だと思います。この判決は現状の市民の良識なのでしょうか。

障害理解を深める活動の大切さを、今、強く感じています。

平成24年8月
大阪自閉症協会
会長 山本 忠